

監査告示

苦小牧港管理組合監査委員告示第1号

令和3年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果
に基づき講じた措置の公表について

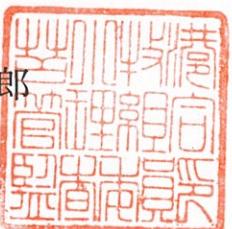
令和3年度苦小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1
99条第14項の規定により、令和4年5月26日付で苦小牧港管理組
合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年6月30日

苦小牧港管理組合監査委員 永山秀明



苦小牧港管理組合監査委員 神山哲太郎

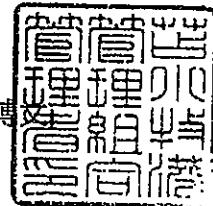


苦港総第310号
令和4年5月26日

苦小牧港管理組合

監査委員 永山 秀明 様
監査委員 神山 哲太郎 様

苦小牧港管理組合
管理者 苦小牧市長 岩倉 博



令和3年度定期監査に対する措置について（通知）

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1) 定期監査		
ア	収入事務において、港湾施設使用料を条例に定める使用料より過少に算定しているものが見られた。	港湾施設使用料はシステムプログラムを構築し算出しているが、使用料算出時における端数処理に誤りが判明したためプログラムの修正を行った。 なお、使用者に対しては、令和3年12月に追徴の説明を行い、令和4年2月15日までに収納済であることを確認した。 今後、使用料の変更時などシステムプログラムを改修した際は、各使用料の試算を行い違算がないか確認するなど、チェック体制を強化し再発防止を徹底する。